

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
入間(29)整備場改修建築設計 埼玉県狭山市 平成30年1月12日～平成30年3月16日 建設コンサルタント 建築	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 吉田 廣太郎 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成30年1月11日	(株) トクオ 愛知県名古屋市中川区万場4-1111	6180001038512	一般競争入札 (総合評価方式)	6,742,005円	3,196,800円	47.42%				
入間(29)整備場改修設備設計 埼玉県狭山市 平成30年1月12日～平成30年3月16日 建設コンサルタント 機械	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 吉田 廣太郎 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成30年1月11日	(株) 日本エアコンセンター 東京都千代田区外神田5-3-1	8010001032884	一般競争入札 (総合評価方式)	11,455,398円	10,152,000円	88.62%				
防医大(29)照明設備改修設計 埼玉県所沢市ほか 平成30年1月12日～平成30年3月16日 建設コンサルタント 電気	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 吉田 廣太郎 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成30年1月11日	(株) 企画設備設計 宮城県仙台市泉区八乙女中央3-11-16	2370001000596	一般競争入札 (総合評価方式)	16,525,306円	12,852,000円	77.77%				
朝霞(29)構内排水整備土木設計 東京都練馬区 平成30年1月13日～平成30年3月31日 建設コンサルタント 土木	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 吉田 廣太郎 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成30年1月12日	(株) ニュージェック 東京都江東区亀戸1-5-7	2120001086883	一般競争入札 (総合評価方式)	33,958,728円	30,132,000円	88.73%				
横田(29)管理棟(628)新設舗装工事 東京都福生市 平成30年1月23日～平成30年12月28日 ほ装工事	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 吉田 廣太郎 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成30年1月22日	日本道路(株) 東京都文京区目白台2-6-14	9010401023409	一般競争入札 (総合評価方式)	418,285,279円	378,000,000円	90.37%				
百里(29)土木工事監理業務 茨城県小美玉市 平成30年1月25日～平成30年6月29日 建設コンサルタント 土木	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 吉田 廣太郎 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成30年1月24日	(株) 三紀 東京都多摩市乞田1156-1	1013401002199	一般競争入札 (総合評価方式)	5,517,230円	5,508,000円	99.83%				
百里(29)法面整備工事 茨城県小美玉市 平成30年1月30日～平成30年6月29日 土木一式工事	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 吉田 廣太郎 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成30年1月29日	(株) 森内建設 茨城県潮来市堀之内1296	1050001021626	一般競争入札 (総合評価方式)	34,688,922円	32,400,000円	93.40%				
防医大(29)病棟改修建築工事監理業務 埼玉県所沢市 平成30年1月30日～平成31年12月27日 建設コンサルタント 建築	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 吉田 廣太郎 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成30年1月29日	(株) 綜企画設計 埼玉県さいたま市大宮区宮町4-149-3	8010001078721	一般競争入札 (総合評価方式)	44,194,554円	37,260,000円	84.31%				
百里(29)整備場改修建築設計 茨城県小美玉市 平成30年1月30日～平成30年3月31日 建設コンサルタント 建築	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 吉田 廣太郎 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成30年1月29日	(株) 泉創建エンジニアリング 東京都文京区大塚3-5-10	3010001037401	一般競争入札 (総合評価方式)	20,163,069円	17,064,000円	84.63%				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
 (注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。